

# ○常総衛生組合クリーンセンターきぬ設置に関する条例

〔昭和37年7月11日  
常総衛生組合条例第8号〕

改正 昭和54年9月10日 組合条例第9号 平成60年6月10日 組合条例第3号  
平成14年2月28日 組合条例第2号 平成15年10月9日 組合条例第1号  
平成18年3月1日 組合条例第3号 平成24年10月15日 組合条例第1号

(設置)

第1条 常総衛生組合は、常総市、守谷市、坂東市、つくばみらい市のし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、次のとおり処理施設を設置する。

(1) 名称 常総衛生組合クリーンセンターきぬ

(2) 所在地 つくばみらい市小絹1,450番地

(技術管理者の資格基準)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第21条第3項の規定に基づき、クリーンセンターきぬに次のいずれかの資格を有する技術管理者を置くものとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25条)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第3条 この処理施設の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年組合条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総衛生組合立し尿処理場設置に関する条例の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成14年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総衛生組合立し尿処理場設置に関する条例の規定は、平成14年2月2日から適用する。

附 則（平成15年組合条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年組合条例第3号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成24年組合条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。